公益社団法人日本義肢装具士協会定款

第 1 章　総　則

（名　称）

第 1 条　本会は、公益社団法人日本義肢装具士協会と称する。

2　本会の英語による表記は「The Japanese Academy of Prosthetists and Orthotists」と称する。

（事務所）

第 2 条　本会は、主たる事務所を、東京都文京区に置く。

2　本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目　的）

第 3 条　本会は、義肢装具士の資質の向上及び知識・技術の研鑽に努めるとともに、義肢装具をはじめとした福祉用具の普及・発展を図り、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

（事　業）

第 4 条　本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 義肢装具をはじめとした福祉用具を必要とする者の生活の質の向上に資する事業

(2) 義肢装具をはじめとした福祉用具に関する学術・技術の向上、研究開発並びにその普及・発展に資する事業

(3) 義肢装具をはじめとした福祉用具に関する国際協力および貢献に資する事業

(4) 義肢装具をはじめとした福祉用具に関する調査研究事業及び刊行物の発行

(5) 義肢装具士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

（公告の方法）

第 5 条　本会の公告は、電子公告による。

2　事故その他やむを得ない理由により、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 2 章　会　員

（会の構成員）

第 6 条　本会は、次のいずれかに該当し、次条第 1 項の規定により会員となった者をもって構成する。

(1) 正会員　義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 3 条の規定による義肢装具士の免許を有する者

(2) 賛助会員　本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人（義肢装具士の免許を有する者を除く。）及び団体

(3) 学生会員　義肢装具士養成学校の学生その他学生であって義肢装具士の免許を有しない者

(4) 購読会員　本会の刊行物等の購読を希望する個人（義肢装具士の免許を有しない者に限る。）及び団体

2　前項の会員のほか、本会に特に功労があった者で、理事会の推薦に基づき社員総会において承認された者を名誉会員とすることができる。

（入会及び届出）

第 7 条　本会に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、承認されなければならない。

2　会員はその氏名及び住所等に変更があったときには遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。

（会費の負担）

第 8 条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払わなければならない。

2　毎年、賛助会員、購読会員及び学生会員は、社員総会において別に定める額を納入しなければならない。

（会員の責務）

第 9 条　会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

（任意退会）

第 10 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第 11 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反した場合

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

(3) その他除名すべき正当な事由がある場合

2　前項の場合において、本会は、当該会員に対し、社員総会の 1 週間前までに理由を付して除名

する旨の通知をし、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第 12 条　前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

(1) 第 8 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 正会員が義肢装具士免許を取り消されたとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 13 条　会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2　本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

（会員名簿）

第 14 条　本会は、会員の氏名及び住所等を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

2　本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所に宛て行うものとする。

第 3 章　代　議　員

（代議員の選出）

第 15 条　本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員は、おおむね正会員 20 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

2　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

3　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4　第 2 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5　第 2 項の代議員選挙は、4 年に 1 度、実施することとし、代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場

合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

6　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8　第 6 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 5 項の代議員選挙終了の時までとする。

9　正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

10　理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（代議員資格の喪失）

第 16 条　代議員は、第 10 条から第 12 条までの規定に基づき、本会の正会員でなくなったときは、その資格を喪失する。

第 4 章　社員総会

（種別及び構成）

第 17 条　本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とし、それぞれ全ての代議員

をもって構成する。

（権　限）

第 18 条　社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬の額又はその規程

(3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 会費及び入会金の金額

(5) 定款の変更

(6) 会員の除名

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 19 条　定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度末日の翌日から 3 箇月以内に開催する。

2　臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する代議員から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

（招　集）

第 20 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、法人法第 39 条第 1 項に規定する日までに通知を発しなければならない。

3　会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が社員総会を招集する。

（議　長）

第 21 条　社員総会の議長は、その社員総会に出席している代議員の中から選出する。

（議決権）

第 22 条　社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

（定足数）

第 23 条　社員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ開会すること

ができない。

（決　議）

第 24 条　社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散・合併

(5) その他法令で定められた事項

（書面議決権の行使）

第 25 条　社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前 2 条に規定する社員総会については出席したものとみなす。

2　代理人を選任する場合、当該代議員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

（議事録）

第 26 条　社員総会の決議については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長、会長及び出席した理事の中から選出した 1 名が署名押印して 10 年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章　役　員　等

（役員の設置）

第 27 条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理　事　10 名以上 20 名以内

(2) 監　事　3 名以内

2　理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内を副会長、3 名以内を常任理事とする。

3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務を執行する理事とする。

（役員の選任等）

第 28 条　理事及び監事は、別に定める規程に基づき社員総会の決議によって選任する。

2　会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4　本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）
第 29 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表して業務を執行し、統括する。
3　副会長は、会長を補佐して業務を分担執行する。
4　常任理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を掌理する。
5　会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 30 条　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
(2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会及び社員総会に報告すること。
(5) 前号の報告が必要なときは、会長に理事会の招集を請求すること。
(6) その他法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）
第 31 条　理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第 27 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 32 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該社員総会における決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第 33 条　本会は、理事及び監事に対し、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧　問）

第 34 条　本会に、顧問 2 名以内を置くことができる。

2　顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、任期については別に会長が定める。

3　顧問は、本会の重要な会務について、会長の諮問に応える。

4　顧問の報酬及び費用については、理事会において別に定める。

第 6 章　理　事　会

（構　成）

第 35 条　本会に理事会を置く。

2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第 36 条　理事会は次の職務を行う。

(1) 本会の業務の執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

（招　集）

第 37 条　理事会は、会長がこれを招集し、会日の 7 日前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。

2　会長以外の理事及び監事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3　前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4　会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5　理事会は、前各項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議　長）

第 38 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるとき

は、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長又は他の理事がこれに代わるものとする。

（理事会の決議）

第 39 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第 40 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 41 条　理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名し、押印する。ただし、会長を選定する理事会については出席した理事が署名又は記名し、押印する。

第 7 章　委　員　会

（設置等）

第 42 条　会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2　委員会の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章　事　務　局

（設置等）

第 43 条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、職員は会長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 44 条　本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）
第 45 条　本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章　資産及び会計

（事業年度）
第 46 条　本会の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

（資産の構成）
第 47 条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 入会金及び会費
(2) 寄付金品
(3) 資産又は事業から生ずる収入
(4) その他の収入

（事業計画及び収支予算）
第 48 条　本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第 49 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6) 財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時

社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第50条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48　条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号書類に記載するものとする。

第11章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第51条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第52条　本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第53条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属等）

第54条　本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章　補　則

（細　則）

第55条　この定款に定めるほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会において定める。

附　則

1. 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から平成25年3月31日までとする。

2. 本会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

埼玉県	栗 山　明 彦
兵庫県	内 田　充 彦
埼玉県	根 岸　和 諭
東京都	大 塚　博

3. 本会の設立時理事及び監事並びに設立時代表理事は次のとおりである。

設立時理事　栗 山　明 彦
設立時理事　内 田　充 彦
設立時理事　根 岸　和 諭
設立時理事　大 塚　博
設立時監事　坂 井　一 浩
設立時代表理事　栗 山　明 彦

附　則

この改正は、平成29年7月22日から施行する。

附　則

この改正は、平成29年11月23日から施行する。

附　則

この改正は、公益認定を受けた日（平成29年12月25日）から施行する。

附　則

この改正は、令和 7 年 7 月 20 日から施行する。